



## 緊急事態宣言が発出されました

# 不要不急の 外出は避けてください

新型コロナウイルスの感染が急激に拡大しています。1月7日、国は1都3県を対象に、1月8日～2月7日を期間とする緊急事態宣言を発出しました。都も、都民の外出自粛要請や飲食店等における営業時間の短縮要請等を内容とする緊急事態措置を発表しました。

区民の皆さまには、不要不急の外出は控え、必要な外出についても短時間とされるようお願いいたします。また、感染対策の基本である、手洗いの徹底、マスクの着用、こまめな換気、3密の回避をお願いいたします。

▶問合せ:危機管理課安全安心係☎5984-1027 FAX 3993-1194



## 区民の皆さまへ

1都3県を対象に、1月8日から2月7日までを期間とする新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されました。

年末から年始にかけて感染が爆発的に拡大するなか、区民の皆さん誰もが、どう過ごすべきか、切迫した不安を抱かれています。

練馬区はこれまでも、国や都と連携して、感染拡大の防止と医療提供体制の充実、区民・事業者の支援、社会インフラの維持など様々な分野で、独自のコロナ対策に取り組み、最大限の努力を続けてきました。引き続き、区民の皆さんの命と健康を守り、日々の暮らしを支えるため、ワクチン接種体制の早急な整備をはじめ、全力で取り組んでまいります。

区民の皆さんには、これまでも長期にわたって感染防止にご協力頂いてきましたが、この1か月間が極めて重要です。重ねてご協力をお願いしなければなりません。

不要不急の外出はお控えください。特に、午後8時以降は徹底をするようお願いいたします。

医療機関への通院、生活必需品の買い出し等で、やむを得ず外出する場合は、マスクの着用、手洗いや消毒、「密閉」「密集」「密接」の回避など、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

この難局を区民の皆さんと力を合わせて、何としても乗り越えたい。ご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、最前線の様々な現場で、長期間にわたり昼夜を問わず、献身されている全ての皆さんに、心から敬意を表し、深く感謝を申し上げます。

令和3年1月8日

練馬区長 前川耀男



# 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針(1月8日)

## 1 基本的な考え方

- (1)区民の皆さまに、不要不急の外出自粛、特に、午後8時以降の外出自粛の徹底をお願いする。
- (2)区内の飲食店等に、営業時間の短縮をお願いする。

## 2 具体的な対応策(1月12日～2月7日)

### 【区立施設】

- (1)通常、午後8時以降も開館している施設については、原則、開館時間を午後8時までに短縮する。委託園の延長保育については、午後8時30分まで実施する。  
利用人員は、定員の50%かつ5,000人を上限とする。  
ただし、練馬文化センター等の興行施設で、既にチケット等が販売済みの事業は除く。
- (2)飲食を目的とした利用や入浴は、禁止する。
- (3)感染リスクが高いと考えられる、室内で行うスポーツ、合唱、カラオケ等を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底する。
- (4)都県境をまたぐ人の移動を抑制するため、都外に所在する少年自然の家は、休館する。

### 【区主催のイベント・事業】

- (1)成人の日のつどいは、オンライン開催とする。
- (2)その他の各種講座や説明会、教室等については、オンライン開催など代替手段が講じられるものは、形態を変更して実施する。  
実施が必要なものは、感染防止対策を徹底する。

## 3 区民の皆さまへのお願い

不要不急の外出は自粛してください。特に、午後8時以降の外出自粛の徹底をお願いします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。  
感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を、引き続きお願いします。

## 4 区内の飲食店等事業者へのお願い

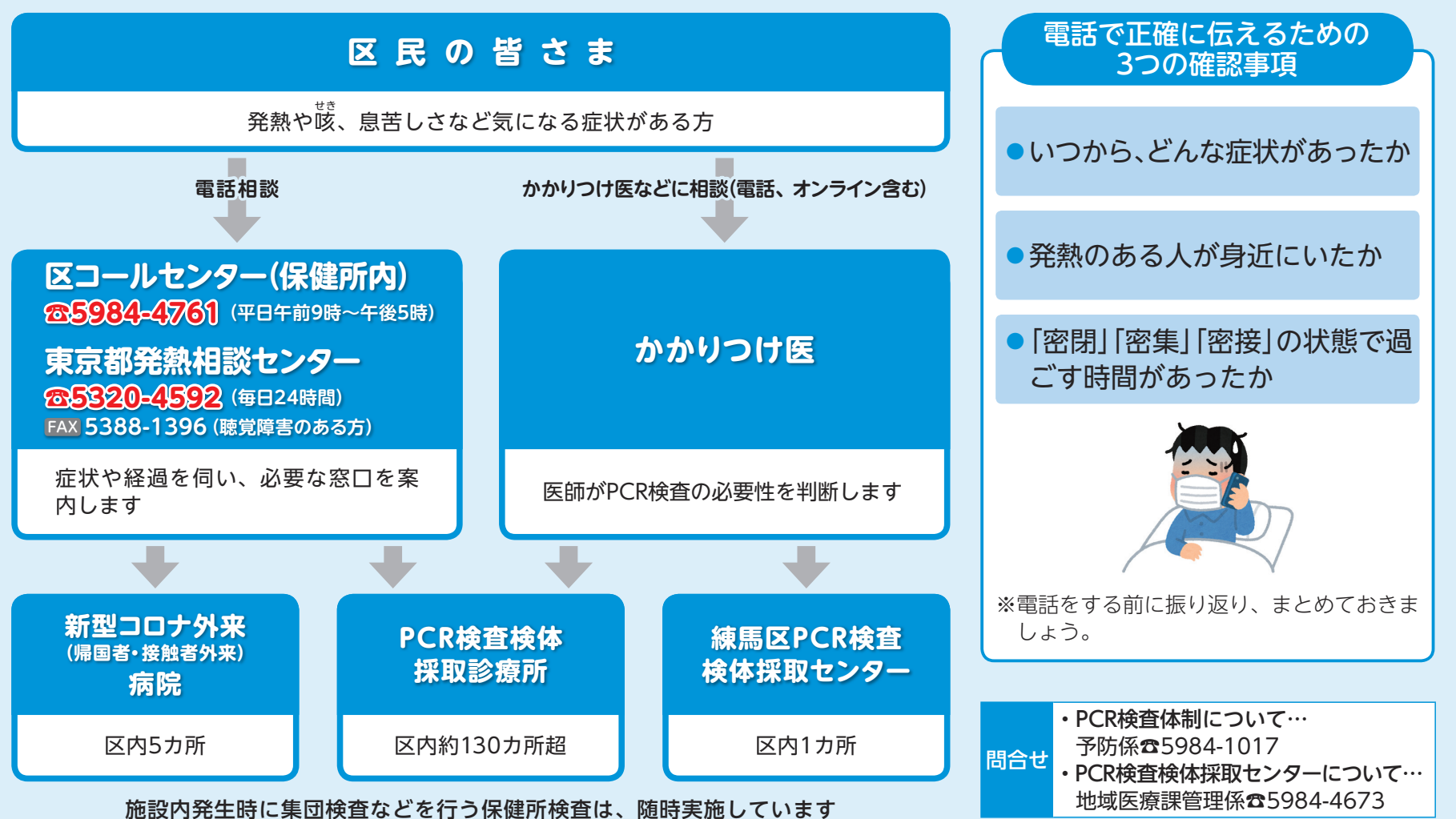
飲食店や遊興施設等は、午前5時～午後8時とする営業時間の短縮をお願いします。その他の施設も、午後8時までとする営業時間の短縮にご協力をお願いします。

## 5 練馬区方針の取扱い

- (1)この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。
- (2)この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。

# 新型コロナウイルスの相談・受診・検査の流れ

事前に電話で症状などを伝えた上で、医療機関を受診してください。かかりつけ医がない場合や相談先に迷っている方は、練馬区コールセンター、東京都発熱相談センターで相談を受け付けています。



# 区内の感染状況 (1月7日時点)

## 1 区の感染者数は増加しています

区内の新規感染者数は、昨年の緊急事態宣言時(30日間)の約220名に対し、直近の30日間は約920名と約4倍に増加しています。感染者数の増加は、医療提供体制の逼迫につながります。

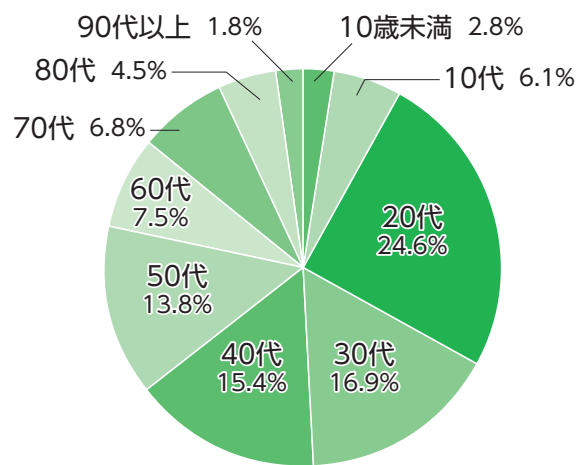


## 2 グラフで見る練馬区・東京都の状況

### ● 区の年代別感染者数

～高齢者や基礎疾患のある方は特にご注意を

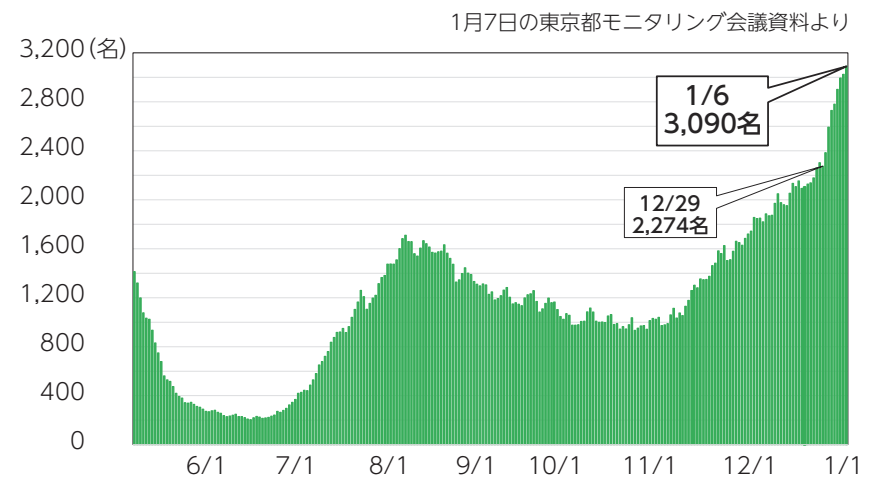
どの世代も感染者数が増えていますが、特に20代～50代で全体の約7割を占めています。また、高齢者や基礎疾患のある方は重症化のリスクが高いため、より注意が必要です。



### ● 都の入院患者数の推移

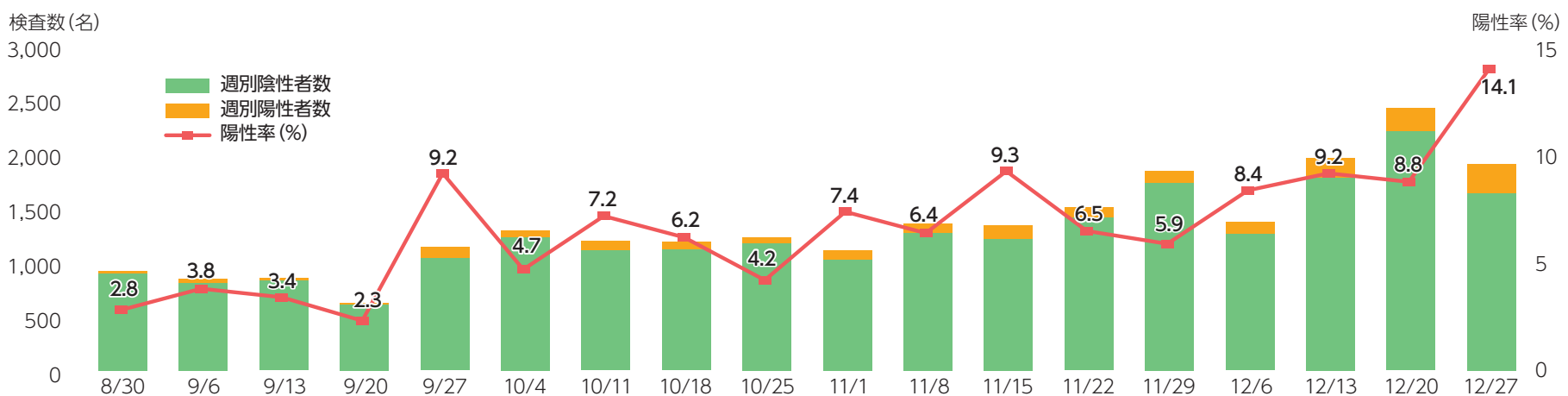
～医療現場は逼迫した状況です

入院患者数は、12月29日～1月6日の1週間で800名以上増えており、医療現場は逼迫した状況が続いています。医療提供体制を維持するためには、感染拡大を防ぐことが重要です。



### ● 区の陽性率の状況～増加傾向が続いています

PCR検査などを行った方に占める陽性者の割合は増加しています。特に12月には14%を超える週があるなど、9月に比べて大幅に増加しています。



- 不要不急の外出を避けましょう
- 手洗い、マスクの着用、こまめな換気、3密の回避を徹底しましょう
- 発熱などの症状を感じたら、すぐにかかりつけ医などに電話で相談しましょう(2面参照)

**新型コロナウイルス感染症**

**給付・貸付を行っています**

(1月7日時点)

	対象	種類	名称	内容	問合せ	
月々の固定費でお困りの方	離職などで経済的に困窮し、住居を失った・失うかもしれない方	給付	住居確保給付金	家賃相当額を支給(上限あり) ※世帯人数などにより変動。 ※収入・資産要件があります。	生活相談コールセンター(練馬区) ☎5984-4703 練馬区社会福祉協議会生活サポートセンター ☎3993-9963	
	住居確保給付金を令和2年10月～3年3月の間に受給し、家賃が支給上限額を上回る方	給付	生活再建支援給付金	▶ <b>給付額</b> :家賃と住居確保給付金上限額との差額の3カ月相当分(上限10万円) ▶ <b>申請期限</b> :3/23(火) ※対象者には案内を送付。	生活相談コールセンター(練馬区) ☎5984-4703	
	令和2年12月以降に資格を取得し、保険料の支払いにお困りの方	減免	後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料の減額・免除 ▶ <b>申請期限</b> :3/19(金)	国保年金課後期高齢者保険料係 ☎5984-4588	
	住民税・保険料などの支払いにお困りの方	減免	国民健康保険料	国民健康保険料の減額・免除 ▶ <b>申請期限</b> :3/31(水)	国保年金課国民健康保険料減免相談コールセンター ☎5984-1644	
			介護保険料(65歳以上の方)	介護保険料の減額・免除 ▶ <b>申請期限</b> :3/31(水)	介護保険課資格保険料係 ☎5984-4592	
		納付免除	国民年金保険料	国民年金保険料の免除	国保年金課国民年金係 ☎5984-4561 練馬年金事務所 ☎3904-5491	
		納付猶予	住民税・軽自動車税	納付の猶予・分割納付		収納課納税案内センター ☎5984-4547
			国民健康保険料			収納課こくほ整理係 ☎5984-4560
	後期高齢者医療保険料		国保年金課後期高齢者保険料係 ☎5984-4588			
	介護保険料(65歳以上の方)	介護保険課資格保険料係 ☎5984-4593				
国民年金保険料	国保年金課国民年金係 ☎5984-4561 練馬年金事務所 ☎3904-5491					
生活費でお困りの方	休業などにより収入が減少した方	貸付	緊急小口資金特例貸付	▶ <b>限度額</b> :20万円(無利子・連帯保証人不要)	生活相談コールセンター(練馬区) ☎5984-4703 練馬区社会福祉協議会 ☎3991-5560/☎3992-5600	
	失業などにより収入が減少した方	貸付	総合支援資金特例貸付	▶ <b>限度額</b> :2人以上世帯…月20万円、単身世帯…月15万円(無利子・連帯保証人不要)		
	一時的に必要な費用の調達が困難な方	貸付	応急小口資金	▶ <b>限度額</b> :一般貸付20万円(無利子)	管轄の総合福祉事務所	
	生活にお困りの方	給付	生活保護	国の定める保護基準により算定した世帯ごとの1カ月の最低生活費と、その世帯の全収入(月額)とを比較し、収入が最低生活費を下回っている差額分の支給		
	区の福祉資金の償還が困難な方	期日延長	応急小口資金、女性福祉資金、高齢者および障害者入院資金、東京都母子及び父子福祉資金	支払期日の延長 ※連帯保証人なども含めて、償還期日までに返済困難と認められる場合。		生活福祉課管理係 ☎5984-1532
	休業期間中の賃金(休業手当)が支払われなかった中小企業で働く方	給付	休業支援金・給付金	▶ <b>支給額</b> :休業実績などから算定(1日当たり1万1000円が上限)		休業支援金・給付金コールセンター(厚生労働省) ☎0120-221-276
	家計が急変し、支援の必要がある学生	給付	給付奨学金	返還義務のない奨学金の支給 ※金額は学校の種別や家計状況により異なります。		日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301 ※申込手続きは各大学・専門学校などの学生課や奨学金窓口にお問い合わせください。
子育て世帯の方	①令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方②公的年金などを受給しているため児童扶養手当を受給していない方③新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方	給付	ひとり親世帯臨時特別給付金(国)	▶ <b>基本給付</b> :1世帯につき5万円 ※第2子以降児童1人につき3万円。 ▶ <b>追加給付</b> :①②のいずれかに当てはまり、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大きく減少した方…1世帯につき5万円 ▶ <b>申請期限</b> :2/5(金)	子育て支援課児童手当係 ☎5984-5824 ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター(厚生労働省) ☎0120-400-903	
	令和2年度中に生まれた新生児の保護者	配布	こども商品券	タクシーなどで使用できる商品券(2万円相当) ※申請不要。対象者には順次送付。	健康推進課母子保健係 ☎5984-4621	
	令和2年度中に区の妊娠・子育て相談員との面談を受けた妊娠中の方			タクシーなどで使用できる商品券(1万円相当)		
傷病手当金	給付	新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金	▶ <b>給付額</b> :給与相当額の2/3(1日当たり3万887円が上限)	国保年金課こくほ給付係 ☎5984-4553 東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター ☎0570-086-519		
会社・事業者支援	運営資金・売上が減少した方	貸付	新型コロナウイルス感染症対策マル経融資(日本政策金融公庫)	▶ <b>限度額</b> :1,000万円▶ <b>利率</b> :当初3年間基準金利▲0.9% ※区が50%を補助。	東京商工会議所練馬支部 ☎3994-6521	
		貸付	新型コロナウイルス感染症特別貸付	▶ <b>限度額</b> :中小企業事業6億円(2億円)、国民生活事業8,000万円(4,000万円) ▶ <b>金利</b> :( )の金額を限度に融資後3年間基準利率▲0.9%	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505	
	貸付	新型コロナウイルス感染症対応特別貸付	▶ <b>限度額</b> :2,000万円▶ <b>利率</b> :年2.0%(利用者負担0.2%、区負担1.8%) ※信用保証料は、全額区が負担。	経済課融資係 ☎5984-2673		
	従業員に休業してもらった方	給付	小学校休業等対応助成金	▶ <b>支給額</b> :賃金相当額(1日当たり1人1万5000円が上限)	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター(厚生労働省) ☎0120-60-3999	
	従業員に休業して	給付	雇用調整助成金	▶ <b>助成率</b> :大企業2/3または3/4、中小企業4/5または10/10(1日当たり1人1万5000円が上限)	ハローワーク池袋 ☎3987-8609	